学校いじめ防止基本方針

大阪府立淀川工科高等学校 2018年 7月 1日改訂 2020年 7月15日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

(1)いじめは絶対に許されない

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に係わる重大な問題である。いじめは、全ての生徒に起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要である。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。

(2)対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、生徒たちがお互いの違いを認め合い、他者の 願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけ ていくことが大切である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を 主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければな らない。

とりわけ学校においては、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や 生徒指導に粘り強く取り組むことが必要である。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではない。いじめ防止に向けて、地域社会全体が、 それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが 重要である。

そのため、地域協働の活動を通じて、いじめを許さない環境 (雰囲気)を 生み出す必要がある。また、そうした社会との関わりの中で生徒に自分も他 者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切である。

本校は、「ものづくり」を学ぶ工業系高等学校である。「ものづくり」は、加工技術を身につけ精度の高い製品をつくることはもちろんであるが、製品を使うユーザの気持ちになって、より良い製品の完成を追い求める心が非常に大切である。

「いじめ」は、相手の気持ちを無視した自分本位の行為であり、「いじめ」に加担したり、「いじめ」を傍観したりする者は、加工技術を身につけても技術者としては不適格である。

本校生は、「いじめ」をおこなわず、「いじめ」を許さない、相手の気持ちを思い 図ることのできる、社会に貢献する技術者をめざさなければならない。

2 いじめの定義

(1)本校における「いじめ」の定義

「いじめ」とは、生徒に対し、本校に在籍している当該生徒と一定の人間 関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生 徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには多様な態様があり、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、いじめられた生徒の立場に立ち、当該生徒の様子などをきめ細かく 観察するなどの確認が必要である。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

「いじめ防止対策推進法」では、第 2 条に「いじめ」が次のように定義されている。

いじめ防止対策推進法 第2条

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」

3 本校のいじめ対策組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年人権係、養護教諭、 教育相談係、支援コーディネータ、支援教育推進委員会委員長、 人権教育推進委員会委員長

(3) 役割

ア 未然防止

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づ くりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての 役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生 徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・ 対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・ 実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係 る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているか についての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCA サイクルの実行を含む。)

4 年間計画

淀川工科高等学校学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針 の生徒・保護者への周知 高校生活支援カードによ	学校いじめ防止基本方針 の生徒・保護者への周知 人権HR (いじめを考え	学校いじめ防止基本方針 の生徒・保護者への周知 人権HR (いじめをなく	第1回 いじめ対策委 員会 (年間計画の確認、 問題行動調査結果を共 有、職員研修の企画)
5月	って把握された生徒状況 の集約 宿泊学習(集団行動・	る) 校外学習	すために) 校外学習	「学校いじめ防止基本 方針」のHP更新 生徒、関係諸機関への周
	学級・仲間作り等) 携帯電話活用講習			知
6月	第1回保護者懇談 (家庭での様子の把握)	第1回保護者懇談 (家庭での様子の把握)	第1回保護者懇談 (家庭での様子の把握)	PTA総会で「学校いじ め防止基本方針」の趣旨 説明
7月	工場見学	工場見学	工場見学 人権HR「近畿統一用紙 について」	
7 月	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	職員研修の実施
			就職説明会「高校生の就職について」 進学説明会 進路保護者懇談 (進路決定に向けて)	第2回委員会(進捗確 認)
9月	人権HR	人権HR		教育相談週間
10 月	体育祭	体育祭	体育祭	上半期のいじめ状況調査 第3回委員会(状況報告
11月	文化祭 第2回保護者懇談	文化祭 第2回保護者懇談	文化祭 第2回保護者懇談	ある回安員云(水/花報音 と取組みの検証)
12月	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	アンケート回収箱の設置
1月	保護者懇談(指名者・希望 者) (進級に向けて)	保護者懇談(指名者・希望 者) (進級に向けて)	保護者懇談(指名者・希望 者) (卒業に向けて)	
2月3月	いじめに関するHR集会	修学旅行HR 修学旅行		第4回委員会(年間の取組みの検証)

5 取組状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、「いじめ対策委員会」を、年4回(各学期の終わり)開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方

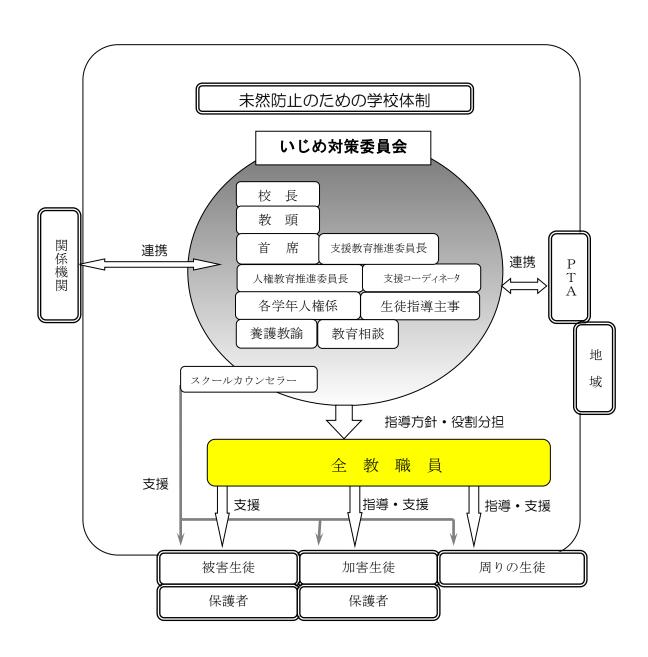
針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要である。

とりわけ学校では、児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団において信頼と強調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育んでいくための取組みを、各教科、特別活動などの機会を通じて、総合的に推進する。



2 いじめの防止のための措置

(1) 教職員研修の開催

教職員のいじめに対する知識や共通理解、スキルの向上を図るため教職員研修を企画・実施する。いじめをテーマとした職員研修については、いじめ対策委員会が企画立案し、年 1 回以上行う。平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員研修会を企画する。

(2) いじめのないクラス作り

いじめに向かわない態度・能力を育成するためには、安心できるクラスづくりが大切である。担任と生徒の信頼関係を強めることは、自他の存在を認め合い、 尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る 能力を育てることにつながる。

クラス集団作りに取り組むためには、宿泊学習、遠足、体育祭や文化祭といった行事の機会を利用し、担任と生徒の信頼関係を強め、助け合い、励まし合うクラス作りに取り組む。

(3) 自己肯定感の育成

成長の過程で経験したことにより自己肯定感を持てない生徒が増加している。 自己肯定感の欠如は、不登校や自傷行為、自死念慮など重大な問題に発展しやす く、また、いじめの対象になりやすい。

教職員は、「安心できる空間」を提供し、「自分は必要とされている」ことを自 覚させることが大切である。できたことに注目し、褒めることを中心に指導する 態度が必要である。

また、家庭訪問をするなど、家庭での関係性も重要であり、保護者を交えて指導することも有効である。その際は、複数の教員がチームをつくり、情報を共有しつつ、問題の解決に向けて行動することが必要である。

(4) 教育相談体制の充実

いじめの原因は、些細な行き違いや誤解から始まり、生徒間の人間関係のトラブルにより助長される。このことにより、いじめる側もいじめられる側も小さな悩みを抱えることになる。

教育相談は、生徒の悩みに真摯に向き合い、話を聞くことでトラブルの解消に 向かわせ、いじめに発展させないことが大切である。

本校教育相談室は、専門の教員を配置することで充実を図っているが、訪れる 生徒には限りがあり、全ての生徒を網羅できていないのが現状である。本校全教 職員は、カウンセリングマインドで生徒に向き合い、生徒の不満を表情や態度、 言動で読み取り、必要に応じてカウンセリングできる体制が必要である。

教職員のカウンセリングマインドを高めるために、教育相談研修を充実させ、 教職員全体のカウンセリング力の向上をめざす必要がある。

(5) 支援教育の充実

いじめられる生徒には、一定数の発達障がいのある生徒が含まれる。支援を必要とする生徒については、教職員全体でその生徒の特性を理解し、周りの生徒との関係に常に注意と配慮をすべきである。また、周りの生徒も含めた集団を安全で安心できる空間におくことで、いじめに発展することを防止する努力が必要である。

全教職員は、支援教育についての見識を深め、実践することが必要である。

(6) 人権教育の充実

社会において、他者の人権を守り、自分の人権を守ることは大切である。人権を大切にするには、自分を基準にして相手を見るのではなく、「世の中には様々な人がいる」という視点を持つことが大切で、自分とは違う他者を認める力を育てることが大切である。このような視点で人権教育は大切であり、人権教育の充実は必要である。

本校においては、「人権教育推進委員会」が年間計画を立て、人権研修やHRにおける人権教育を立案・実施している。また、人権職員研修を通じて、教職員のスキルアップをおこなっている。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

(1) 小さな変化を見逃さない

いじめは他人のが気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがある。小さな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持つことが何より大事である。

そして、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えなければならない。

(2) 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、生徒の小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければならない。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) アンケートの実施

実態把握のために、定期的なアンケートを各学年で実施する。アンケート結果を 踏まえ、個人面談を行い実態の把握に努める。

アンケート及び面談でいじめられている疑いのある生徒がいた場合、直ちに状態を把握し、迅速に「いじめ対策委員会」を招集、情報の共有を行うとともに、適切

な処置を検討し実行する。これは日常の観察で分かった場合も同様である。

(2) 保護者との連携

いじめの解決には保護者と連携が大切であるため、家庭との連絡を密にし、保護 者面談を行い、必要に応じて三者面談も行う。

(3) 相談箱の設置

生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、相談箱を設置する。相談箱の管理は教育相談室が対応し、投書があった場合には「いじめ対策委員会」を招集し、当該担任や生活指導部、人権教育推進委員会、教育相談等のメンバーで、いじめに遭った生徒のケアや、いじめを行った生徒の指導に当たる。

(4) いじめ防止の広報活動

「いじめ対策委員会」の主導のもと、教室掲示や担任の連絡、学校の掲示板、学級・学年通信、メールニュースなど学校内で考えられるあらゆるメディアを利用して、生徒に相談体制の存在と利用方法などを広く周知する。

「いじめ対策委員会」と教育相談室は、連携して生徒の利用状況、相談内容などを把握・吟味することにより、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 個人情報の取り扱い

教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、慎重に対処する。個人名や個人が特定されるような情報は一切外に出さないよう管理体制を作り、校外持ち出しはもちろん、データは外部メディアに保存し、ハードディスクには保存しないようにする。必ずバックアップを作成し、複数人でメディアを共有する。データ流出しないように、インターネットの繋がっていないパソコンで処理・管理を行う。校内 LAN に乗せる場合も、フォルダを開く場合にはパスワードを設定するなど、情報は厳重に管理しなければならない。

第4章 いじめへの対応

1 基本的な考え方

(1) 事実関係を確認し被害者ケアと安全確保を行う

いじめ(あるいはいじめの可能性)が確認された場合、まずはいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保が最優先である。

関係者で緊密に連携したうえで、いじめたとされる生徒に対して事実関係の確認 を行う。

本校では、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用し、教育 庁や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応する。

(2) いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要である。停学などの懲戒も含め、いじめた生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えなければならない。また、この際、大切なことはいじめた生徒の保護者との連携である。事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めることが大切である。

いじめた生徒自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合もある。

いじめた生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的な粘り強い説諭や、当事者の生徒との話し合いなどにとどまらず、情緒的な安定性を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ規範意識や社会性を育成していかなければならない。また、必要に応じて警察や福祉機関との連携による指導も必要である。

(3) 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見たり、同調したりした生徒の中にも様々な思いを抱えている生徒たちがいる。いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければならない。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていることが重大である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) 迅速な初期対応

いじめの疑いがある場合、被害を訴える生徒や保護者に対し真摯に傾聴する。「生 徒間トラブル面談チェックシート (いじめチェックシート)」に従い必要事項を聞 き取り、すぐに管理職または相談室に報告する。

「生徒間トラブル面談チェックシート」の記述内容をもとに、速やかに「いじめ 対策委員会」を招集し今後の方針を検討し、適切な指導を検討する。その際、いじ めの被害生徒またはいじめを通報した生徒の安全確保を最優先する。

(2) 教職員の対応

相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、いじめ対策 委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒 から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

生徒から生徒間トラブルについて相談されたときには、いじめチェックシート

を利用し傾聴をおこなう。いじめであるかどうかを迷うケースの場合は、速やかに 相談室へ報告し、状況を伝える。相談室はいじめチェックシートの記入状況を確認 し、いじめ防止対策推進法の観点に従って判断する。相談室は、必要があれば当該 生徒への面談を行う。

(3) 教育庁への通報

事実確認の結果、いじめが認知された場合、校長は「大阪府いじめ防止基本方針」 (平成30年3月改定)に従い、府教育庁に報告する。

(4) 保護者への連絡

被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って状況を説明するなど、細心の注意を払いながら行うことが大切である。

(5) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直 ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。生徒の心のケアについては、スクールカウンセラーの協力も必要である。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 事実の把握(聴取)

速やかにいじめ行為を止めさせたうえで、いじめたとされる生徒から事実関係の 聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行う などの配慮をする。

(2) 保護者との連携

事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求める とともに、継続的な助言を行う。

(3) 生徒の指導

いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会

を設け、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為」であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも考慮し、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、生活指導部を中心に人権教育推進委員会や教育相談室、他の 教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじ めをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) 集団指導の観点

いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、いじめが自分の問題として捉えさせなければならない。そのため、いじめに関わった生徒から正確な事実を確認することが必要である。そのうえで、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) 学校としての取組

いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。そのうえで、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、 生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切 に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) 発見時の初動

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ対策委員会」において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応

書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) 情報モラル教育

また、情報モラル教育を進めるため、「情報技術基礎」をはじめとする工業科目や情報機器を扱う実習等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が 相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを 面談等により確認すること。

また、上記いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

第5章 重大事態への対応

1 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法 第28条には、学校又は学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

(1) 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例)・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とするが、 生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校 及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。

2 重要事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに府教育庁に報告し、府教育庁は、速やかに知事に事態発生について報告を行う。

本校 → 府教育庁 → 知事

3 学校が主体となって調査を行う場合

学校が常設している「いじめ対策委員会」が調査を行う。

4 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、 府教育庁を通じて知事に報告する。

本校 → 府教育庁 → 知事

また、学校又は府教育庁は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明を行う。